相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県久慈郡大子町大字初原六〇五番地、最後の住所茨城県常陸大宮市国長九九三番地　被相続人　亡　松浦よしい

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十四日

茨城県水戸市南町二丁目五番二四号榎澤本店ビル四階石橋・大塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石橋　真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市北区別所町一〇〇〇番地二六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川植　由住

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十四日

埼玉県さいたま市大宮区宮町一―三八―一―六階

相続財産管理人　弁護士　森田　茂夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区亀沢四丁目二一番地九、最後の住所埼玉県三郷市早稲田六丁目二六番地一〇　被相続人　亡　前田　克己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十四日

埼玉県越谷市弥生町三番三三号越谷東駅前ビル五階

相続財産管理人　弁護士　川崎　慎一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市見沼区大和田町一丁目二一六六番地、最後の住所埼玉県さいたま市大宮区吉敷町三丁目七一番地　被相続人　亡　浅子　光枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十四日

埼玉県さいたま市中央区上落合七―七―四〇パークシティさいたま九一六号さいたま新都心有満法律事務所

相続財産管理人　有満　俊昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市長須賀一九一番地、最後の住所千葉県館山市長須賀一九〇番地の一三　被相続人　亡　松本　育生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十四日

事務所千葉県木更津市新田一丁目七番一四号　相続財産管理人　弁護士　浜名　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区谷在家三丁目三番、最後の住所東京都足立区加賀一丁目四番一四―二〇七号　被相続人　亡　岩川　武久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十四日

事務所東京都新宿区新宿一―一〇―二渡辺ビル二階**廣**川・松井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　**廣**川理惠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区赤羽南一丁目一五番、最後の住所東京都北区赤羽南一丁目一五番一二―一〇〇三号　被相続人　亡　森　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十四日

事務所東京都新宿区荒木町二二―四二エプコットビル一階山崎貴啓法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山崎　貴啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八丈島八丈町大賀郷三六番地、最後の住所東京都八丈島八丈町大賀郷七六七〇番地一　被相続人　亡　奥山**𠮷**み子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十四日

事務所東京都港区虎ノ門四―二―六第二扇屋ビル八階仙石山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菊地　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区豊町二丁目一二九八番地、最後の住所東京都杉並区高井戸西一丁目一二番一号浴風園　被相続人　亡　滝澤　チヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十四日

東京都新宿区百人町二―二―一カイダ第七ビル三階安田まり子法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　安田まり子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市栄区鍛冶ケ谷二丁目三四六番地、最後の住所横浜市栄区鍛冶ケ谷二丁目一六番八号　被相続人　亡　石井慶一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十四日

横浜市戸塚区戸塚町一二一大川原ビル四階

相続財産管理人　弁護士　小豆澤史絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市南区旭町二三番、最後の住所神奈川県相模原市南区旭町二三番一九号　被相続人　亡　明城　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十四日

神奈川県相模原市中央区富士見六丁目六番一号大賀ビル二階　弁護士法人相模原法律事務所裁判所前主事務所

相続財産管理人　弁護士　中山　峻介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県燕市佐善三〇七〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　長谷川弘一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十四日

新潟市中央区西堀通七番町一五五五番地

日生第五ビル五階

相続財産管理人　弁護士法人北辰法律事務所　代表者社員　大田　陸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県能美市寺井町ラ一二二番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙田　健三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十四日

事務所石川県金沢市大手町七番一一号レイクランド大手町一階

相続財産管理人　弁護士　中西　**祐**一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野市豊野町浅野五〇二番地一〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中村　秀之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十四日

長野県長野市県町四六〇番地二長教ビル二階（二〇四）三階（三〇四）戸崎法律事務所　相続財産管理人　弁護士　龍口　基樹